飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和2年1月28日(火)午後3時45分~午後4時41分
- 2 場 所 飯山市役所 4 階 第 2 委員会室
- 3 委員の出欠(敬称略、以下同じ)

出席委員 坪井 直樹 山﨑 行雄 服部 泰夫 藤巻 久

 高橋
 智子
 石坂
 克彦
 横田
 純
 三橋
 寛一

 山室
 茂孝
 今清水豊治
 髙橋
 英一
 髙橋
 春三

岡村 悦子

欠席委員 丸山 孝之 服部 達史

4 説明等のために会議に出席した理事者・職員

 飯 山 市 長
 足立
 正則

 民 生 部 長
 北爪
 英紀

税務課長 上原 純一 市民環境課長 宮澤 俊昭

- 5 傍聴者 なし
- 6 諮 問 飯山市長から「飯山市国民健康保険税課税額等について」諮問
- 7 報告事項 (1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果に ついて
- 8 議 事 (1)令和2年度飯山市国民健康特別会計の国保税見直しについて
 - (2) 運営協議会からの答申について
- 9 会議録署名委員

服部 泰夫 委員 今清水 豊治 委員

1 開 会

事務局:皆様本日はお忙しいなか、12 月に引き続きお集まりいただきありがとうございます。ご出席予定の皆様がお揃いですので、ただいまより第3回飯山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。最初に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

会長 :皆様こんにちは。12月に続いてということになりますが、国民健康保険、長野県の場合は昨年財政的に統一がされたということです。飯山市においても国民健康保険税の負担について県下統一ということになりますので、前年の答申の内容を見ますと、10年ぐらいを目途に県下統一に合わせていくというような答申をいただいているということでございますので、今回の国保税の内容についてもその答申に沿って審議いただくということになろうかと思います。前回仮の数値で案を示された訳でありますが、今回県から納付金の額を確定してきたということでありますので、その内容について十分審議をいただいて、負担割合についてご協議いただければと思います。本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局: ありがとうございました。続きまして、足立市長よりご挨拶を申し上げます。

市長 : 皆様大変ご苦労様でございます。

1月も終わりで飯山にとっては一番寒さも厳しく、雪がたくさんあるこの時期でありますが、スキーや、雪まつりもいよいよ来週なんですが、雪を運んで雪像づくりをしていくというような状況かと思います。今日は山室会長さんからもお話がありましたが、第3回の会議になるわけでございますが、長野県に国保の運営主体が行われるようになり一番は保険税率をこれから統一をしていくということでございますが、今は県下それぞれの市町村バラバラでございます。特に飯山市では資産割のウエイトが高いわけでございますが、今日はそうした関係につきまして諮問をさせていただいて、またこちらからも運営協議会からのご意見を頂戴したいと思うわけでございますのでよろしくお願いを申し上げます。

事務局: ありがとうございました。続きまして、委員の皆さんの出席状況ですが、服部 達史委員、丸山孝之委員より欠席のご連絡をいただいております。過半数の皆様の 出席をいただいておりますので、協議会規則第5条の規定に基づきましてこの会 議は成立いたしました。

それでは、議事等に入る前に会長から会議録署名委員のご指名をお願いいたしま す。

3 会議録署名委員指名【会長が指名】

会長: それでは、飯山市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定より、本日の会議 録署名人として、服部泰夫委員、今清水豊治委員のお二人、よろしくお願いいたします。

【署名委員】 服部 泰夫 委員 ・ 今清水 豊治 委員

4 諮問

事務局:つづきまして、市長より、本協議会に諮問する事項がございます。皆様のお手元には諮問書の写しをお配りしてございます。それでは市長、よろしくお願いいたします。

【市長 諮問書を朗読のうえ会長へ】

事務局: ありがとうございました。なお市長につきましてはこの後他の公務がございま すのでここで退席をいたしますが、よろしくお願いいたします。

【市長退席】

5 議事【進行:会長】

事務局: それでは5番の報告事項に入ります。議事進行につきましては、会長の進行にてお願いいたします。

会長 : では、5番の報告事項でありますが、(1)「令和2年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果」でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、報告事項といたしまして、令和2年度国民健康保険事業費納付金 の確定係数による算定結果についてご説明させていただきます。

(1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について

【事務局(国保年金係)より説明】

・令和2年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について 【資料1 1ページ2ページ】

県より示された、飯山市の令和2年度国保事業費納付金の納付額は約5億4,130万円。前回12月26日の会議における仮係数による試算額より、約495万円の減額。また平成31年度の納付額と比較し、約1億350万円の減額。

会長 : ありがとうございました。確定係数の算定結果ということで、12 月に仮係数 で説明いただいたところでありますが、確定した数字でご説明いただいていま す。前回の仮係数よりさらに減額になるわけですけれども、理由は資料に記載さ れておりますが、なにかご質問等ございますか。数字は変わっておりますが、内 容は前回会議と全く同じということでございます。

(質疑等なし)

会長 :よろしいでしょうか。それでは次に進めていきたいと存じます。

6番の議事に入らせていただきます。

(1)「令和2年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて」の説明をお願いします。

6議事

(1) 令和2年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて

【事務局(国保年金係)より説明】

【資料 2-1】

国民健康保険特別会計 令和2年度予算決算見込について

○歳入歳出

令和2年度国保事業費納付金が仮係数試算時と比較し、およそ490万円減額となり現年度分国保税税額については、現状でも決算可能、剰余金が発生する見込み。

【資料 2-2】

令和元年度現行国保税率及び令和2年度国保税改定案《第1案~第3案》 3案とも剰余金は見込める。

- 会長 : 案1から案3まで説明いただきました。全体として聞いていただいたとおり 引き下げの方向でございますが、ご質問、ご意見等お願いいたします。
- 会長:複雑ですが、考え方は、前回示していただいたものと同じで作られています。資産割のみを下げる、あるいは所得割を下げても均等割の方に増額をしていく、あるいは、資産割を下げた分均等割りを増額していくというものですが、昨年の改定でもかなり増額をされたということも考慮いただいて、お考えいただきたいという説明であります。
- 委員:改定案1でいくと所得資産が昨年と同率とすると、国保税が上がるという方はいないというわけだよね。

事務局:そうです。

- 委員:3年度に税制改正があるから国の方の税制改正の影響があるということですが、昨年度大幅に上げたということで、小さな変動だったら改定案1で行けば誰でも上がる人はいないということで理解は得られやすいんじゃないかと思います。国の税制改正の動向を見ないと3年度以降のことはわかりませんけれども、とりあえず令和2年度はそういうことでやった方がいいんじゃないかと思います。
- 会長 : 今、委員のほうから、昨年かなり上げたので、納める方に影響の出ない方向、なおかつ資産割については10年間で減額、3方式に変えていく方向でありますので、案1の方向でどうだろうというご意見がありました。他の方のご意見をお伺いしたいと思います。

- 委員: 前回の令和元年の時も、パターン ABC ですけれども一番左のパターンでやっていたと思うんですが、前回もそのパターンでなかったですか。
- 事務局:前回は資産割を下げて、納付金が上がってしまったのでそこは下げたけれども所得割とか、応益もかなり上げざるを得ませんでしたし、少しづつ調整をさせてもらいました。結果なんですけれども改定幅については、5年ぶりの改定ということもありかなり大きな改定で大きな影響を出してしまったと思います。
- 委員: 飯山市民に国保税を上げると言うのは、今回の災害等もありましたので、あまり負担をさせたくないと思うのが私個人の心情ですので、ですからと私は思います。
- 会長 : 負担についてはあまり増えない方向でバランスを取っていただきたいかと思います。他にご意見ありますか。
- 委員 : 質問ですが、このやり方というのは毎年決めていくということですか。同じ やり方でずっといくといいうことではないということですね。この改定案1、 2、3を年ごとにどれにするか決めるということですか。
- 事務局:毎年ご協議いただくということです。毎年県が各市町村に求める納付金額が違ってきますので、これまでと同じようにやってその納付金を納められるのか検討しなくてはいけませんので。毎年状況が変わってきてしまうのでこのような協議をさせていただくということです。考え方については、昨年方針を出していただいてあるので、そういうものをベースにしながら検討していただくということになろうと思います。
- 委員:今回の場合は昨年ご意見あったように負担が増えない形が一番いいんじゃないかと私も思いますか、ずっと続けていった場合に目標として、応能応益49:51が達成できるんですか。1のやり方でずっといった場合49:51になるんですか。
- 事務局:資産割だけを無くしてもそこまでは達成はできないというふうに思っています。どこかで所得割をさらに減らして均等割平等割を増やさなくてはならな時が来ると思いますが、事務局の方で考えていたのも今までご意見が出たのと同じなんですけれども、昨年非常にたくさん引き上げをしたというようなこともありまして、今回についてはその部分は踏み込まない方がいいんではないかなというふうに考えております。
- 会長 : 令和2年度については、応益の方はそのままにしておきたいということですね。
- 事務局:計算しましたら、資産割は36%ですが、これを10年かけて0にした場合に 他の所得割均等割平等割はかまわずに0にした場合に、応能応益がどうなるか

という計算をしましたら、51.6%と 48.4%ですので、49:51 にかなり近づく数字になります。その 10 年間のなかでその分を調整させていただいて最終的には 49:51 にもっていきたいと思っております。

会長: 資産割をなくしても48. どのくらいと。

事務局:51.6%と48.4%ですので、2%ぐらい応能を減らして応益を増やすと。

会長 : もう少し先で考えていきたいということですね。

事務局:そうです。

会長 : ということですが、どうですか。

委員: どこかでちょっと上げなきゃいけないということですね。私はこれでいい と思います。

会長:ほかにご質問ご意見ございますか。

委員:目標値に2%足りなくなるということですか。

事務局:目標が49:51ですが、資産割だけをなくした場合には、51.6と48.4です ので若干まだ応能が多いということです。それを10年のなかで均等割平等割の 応益を増やすか若しくは所得割を減らすと目標に近づくということです。

委員:10年で令和9年度ということですか。

事務局:そうです。

委員 : 2%を9で割った数字はここにはないですね。

事務局:ここにはないです。その9年間のなかで調整をしてということだったんですが、県に納める納付金も来年度以降どのような額になるかというのが未定なもので、毎年県の納付金の額ですとか、国保税の見込み等を勘案して毎年それも含めてこの協議会で決定をお願いしたいということです。

委員: 例えば2%を9で割ったものを考慮した場合、0と1,000円とか1,200円とかその間になるわけですね、平等割と均等割は。大体どのぐらい。50円とか100円とか800円とか。100円ぐらいじゃない。

事務局:令和3年以降、所得とか資産の評価替えがある関係で、何もしなくてもそこは下がってくると今お話しのバランスも変わってくる可能性があるのでそこは見ないことには何とも言えないところはあります。そこまで細かくしてしまうと私どもでも何とも言えないところが多すぎてしまって現段階ではなかなかお示ししにくいところかなと思います。

委員 : 0 か 0 じゃないか、データみたいな議論ではなくて、その中間というのはあり えないですか。少しでも近づけて。ありえないことはないと思う。

会長: 昨年全体かなり上げたので、そこは事務局とすると令和2年度については考えたくないというのが先ほどの説明ですね。10年間なので9で割って単年度いくらぐらいなのか、それも興味はありますけれども。

委員: 少しぐらい上げて上げた上げたと言われるぐらいなら0にした方が見栄えがいいかもしれない。

事務局:特に所得割資産割を減らして、均等平等を上げると言いますと所得資産の多い 人はその分減るんですが、所得資産がない人はその分は減らずに均等平等だけ 上がってしまう状況になってしまうので、今回は均等平等はできれば上げずに資 産割を減らしたいということです。そうしますとどなたも減るということになり ますので、増額にはならないということです。

委員:今回は納付額が減ったということですよね。逆の場合もありうるわけですよね。それはその年にならないとわからないということですよね。

事務局:そうです。

委員:むずかしいですね。

事務局: 来年納付金が増える可能性もあります。そのために今回の剰余金見込みの3000 万円を繰越、基金積立で来年度以降に備えたいというところです。

委員 : 当然ながら社会情勢も変わりますし、これだって出してくるのは県が1月に、 来年も1月になったら出てきて審議しなければならないということですから、来 年になると変わる可能性あるけど、これでどうだといって、逆転する可能性も絶 対出てくると思いますので、現状で考えた方がいいのかなと私も思います。

会長:ほかにご意見ありますか。

委員 : 考え方なんですけれども、今年度は内容がよくなったから片方だけで済んだんだけど、内容が悪くなれば、現状維持でも上がってくるということだよね、自動的に。パーセント変えなくても。両方とも額としては上がるけれども。今年度のいいうちに少しかまっても。悪い時に苦労しなくても、そういうことじゃない。

会長: 県下全体が統一されたので、県が納付金を決めてくると市町村はそれに合わせてそれぞれ決めなければならない。県全体でお金が余ったのでその分各市町村金額を減らしましょう、減らせるのでどういう率で減らしていきましょうかが議論。来年になったら、県がもしかしたら増やしてくると、個々の市町村への負担

は増やしますよということで、今日と同じような議論をしてもらうということです。

委員: そうなると片方は据え置いても額としては増える、両方増えるということです わ

事務局:両方というのは。

事務局:要するに県が飯山市に対して来年度は何千万円納めてくださいといってくるんですけれども、それが毎年違うと。今年のところはそれが去年より引き下がったのでこういうやり方で、これでも大丈夫ですということなんですが、上がったとするとまず考えるのは、繰越金であるとか積立したお金をそこにあてて、こちらの方はかまわずにいけるのかどうか、資産割だけ落とせばそのままいけるのかどうかというのを検討して、それでも足りないという状況になりましたら、昨年のように、所得割や均等割平等割を直していかなくてはいけなくなると思います。直すときはやはり応能応益の方針がありますのでそれに沿ったような直し方をすべきかというように思っています。そんなことでよろしいでしょうか。

委員:いいです。

会長 :複雑ですけれども。ご意見ほかにいかがでしょうか。

委員:少しずれる感じかもしれませんが、今回の台風災害で一部負担金免除、飯山市 国保にいたって床上浸水それ以上は免除としていますが、その一部負担金免除のお 金というのはどこからでているのでしょうか。県からですか、飯山市のなかからで すか。それをお聞かせいただかないと県だと今回3月末日まで2ヶ月延長しまし た、そうすると来年急にとんでもない数字がこれだけ払ってくださいと増額できて しまうかもしれない、その辺聞かせてください。それは今回一部負担金免除という 我々医療機関窓口ではもらわなかったけれども、3割とかどこから出てくるんでし ょうか。

事務局:今回の災害に伴って、一部負担金というのは個人でご負担いただく分なんですけれども、減免した分の財源は、国と県、こちらからの交付金によって賄われます。

委員:飯山市は一切関係ないということですか。

事務局:そういうことです。

委員: そうじゃないとプールした金額があっという間になくなっちゃいます。インフルエンザが流行るどころのさわぎじゃないので。国と県でやるということですね。とにかく今後災害がないことを切に願うしかないですね。わかりました、ありがとうございました。

会長: ほかによろしいですか。貴重なご意見いただきましたが、方向とすると1番という方向となろうかと思います。①、②、③のなかで令和2年度どのような改定

をするかということですが、今のところ、改定案の①、資産割について減額をして均等割、平等割についてはそのままというような内容でいかがでしょうか、というご意見が多かったですが、これでご異議ないでしょうか。

(異議なし。委員了承)

会長 : はい。では、議題の1番については、改定案①ということです。

事務局:ありがとうございました。

会長 : それでは議題(2)に入りたいと思います。

(2) 運営協議会からの答申について

事務局:ありがとうございました。先ほど市長より諮問をさせていただきました。諮問については2つございまして、令和2年度の資産割の引下げについて、国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について、この2点の答申をお願いしたいのですが、会議次第の7にございますように答申書の提出日が2月7日に予定をさせていただいております。3月議会に保険税率の改定を上程する関係で非常に短い期間での提出をお願いするかたちになります。先ほど国保税の見直しについては①の案ということで決定をいただいておりますので、答申書につきましては昨年度と同様に会長に一任ということでお願いしたいと考えております。

会長:運営委員会からの答申につきまして提案いただきました。質問意見等ありましたらお願いします。前回と同じでどうかということですが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

会長 : そのようなことでお願いします。

事務局:ありがとうございます。

会長 : 議事については、1番2番以上ということであります。 それでは、7市長への答申書の提出についてです。

7 市長への答申書提出について

【事務局(国保年金係)より説明】

- ・答申書の提出について
 - ① 日 時 令和2年2月7日(金)午前10時30分
 - ② 場 所 飯山市役所 3階 市長応接室
 - ③ 出席者 山室会長 髙橋職務代理

会長 : それでは、2月7日、答申書を職務代理と2人でお渡しします。 【会長及び職務代理 了承】

8 その他

会長:8番その他についてありましたらお願いします。

事務局:事務局からはございません。

会長: 皆さんもよろしいですか。それでは以上をもちまして議事は終了しまして、事

務局へお返ししたいと思います。

事務局: 令和2年度国保税率についてご決定を頂きましてありがとうございました。本日の協議会については以上でございますので、これで閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

9 閉 会

(終了16時41分)